

整・接骨院

(柔道整復師)

受診時のお願い

整・接骨院(柔道整復師)では、治療の受け方や支払い方が通常の病院や診療所とは違うことをご存じでしたか？

慢性的な肩こり・腰痛には健康保険がききません

「健康保険取り扱い」と看板を掲げる整・接骨院(柔道整復師)もありますが、単なる疲労回復や肩こり解消のマッサージは、健康保険の給付の対象になりません。

整・接骨院(柔道整復師)で健康保険扱いができるものはおおまかには次のとおりです。

健康保険が使える場合

医師の同意が必要

骨折、不全骨折、脱臼

医師の同意が不要

捻挫、打撲、挫傷

健康保険が使えない場合

疲労や加齢による首筋や肩のこり、腰痛など

スポーツによる筋肉疲労

慢性化した痛みや違和感

外科、整形外科で受診中に同時に柔道整復施術も受ける場合

神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなど(病院では保険診療できます)

健康保険では病気やケガをした時、病院や診療所で治療を受けることを原則としていますが、原因がはっきりしている外傷性の骨折・脱臼の応急処置、打撲、捻挫、肉離れの場合は柔道整復師にかかることができます。

受診方法の決まり委任欄に署名を

柔道整復師にかかった場合、医療費は本人がいったん全額を負担し健保組合へ申請書を提出することで、後日審査後に支給されるのが原則となっていますが(療養費払い)現在ほとんどの場合、病院と同じように2割や3割の自己負担でかかれるのが一般的です。これは「受領委任払い」といって都道府県知事に認可された柔道整復師に認められた形式で、保険証提示とともに皆さんが柔道整復師の作成した支給申請書の委任欄に自筆で署名押印する決まりになっています。その際には施術内容や請求金額が正しく記入されていることを確認することをお忘れなく。

こんな点に要注意

領収書は必ず受け取りましょう

同一傷病で整形外科と接骨院での重複受診はできません

受診記録をつけましょう

長期にわたるときは、専門病院への受診をおすすめします

接骨院での適正な受診を確認するため、当組合では負傷の原因を問い合わせることがありますのでご承知おきください。